

平成20年第1回瑞穂市議会定例会会議録（第2号）

平成20年3月7日（金）午前9時開議

議 事 日 程

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第16号 瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての訂正の件
- 日程第3 議案第3号 瑞穂市における法令遵守の推進等に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第4号 瑞穂市後期高齢者医療に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第5号 瑞穂市基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第6号 瑞穂市特別会計条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第7号 瑞穂市手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第8号 瑞穂市交通安全対策会議条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第9号 瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第10号 瑞穂市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第11号 瑞穂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第12号 瑞穂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第13号 瑞穂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第14号 瑞穂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第15号 瑞穂市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第16号 瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第17号 瑞穂市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第18号 瑞穂市下水道条例等の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第19号 瑞穂市給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第20号 瑞穂市防災会議条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第21号 平成19年度瑞穂市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第22 議案第22号 平成19年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第23 議案第23号 平成19年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第24 議案第24号 平成19年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第25 議案第25号 平成19年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第26 議案第26号 平成19年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第27 議案第27号 平成19年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計補

正予算（第3号）

- 日程第28 議案第28号 平成19年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第29 議案第29号 平成20年度瑞穂市一般会計予算
- 日程第30 議案第30号 平成20年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第31 議案第31号 平成20年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第32 議案第32号 平成20年度瑞穂市老人保健事業特別会計予算
- 日程第33 議案第33号 平成20年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算
- 日程第34 議案第34号 平成20年度瑞穂市下水道事業特別会計予算
- 日程第35 議案第35号 平成20年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第36 議案第36号 平成20年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計予算
- 日程第37 議案第37号 平成20年度瑞穂市水道事業会計予算
- 日程第38 議案第38号 市道路線の認定及び廃止について
- 日程第39 議案第39号 （仮称）本田コミュニティセンター建設工事請負契約の締結について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本日の会議に出席した議員

1番	安藤由庸	2番	若園五郎
3番	浅野楔雄	4番	堀武
5番	吉村武弘	6番	小川勝範
7番	藤橋礼治	8番	熊谷祐子
9番	山田隆義	10番	広瀬時男
11番	小寺徹	12番	松野藤四郎
13番	山本訓男	14番	桜木ゆう子
15番	星川睦枝	16番	棚瀬悦宏
17番	土屋勝義	18番	澤井幸一
20番	広瀬捨男		

本日の会議に欠席した議員（1名）

19番 西岡一成

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	堀 孝 正	副 市 長	豊 田 正 利
教 育 長 職 務 代 理 者	林 鉄 雄	企 画 部 長	奥 田 尚 道
総 務 部 長	新 田 年 一	市 民 部 長	松 井 勝 一
福 祉 部 長	青 木 輝 夫	巢 南 庁 舎 管 理 部 長	福 野 正
都 市 整 備 部 長	松 尾 治 幸	調 整 監	後 藤 仲 夫
環 境 水 道 部 長	河 合 信	会 計 管 理 者	広 瀬 幸 四 郎
福 祉 部 長 心 得	石 川 秀 夫		

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	鷲 見 秀 意	書 記	清 水 千 尋
書 記	棚 瀬 敦 夫		

開議の宣告

議長（藤橋礼治君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は19人であり、定足数に達しています。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第 1 諸般の報告

議長（藤橋礼治君） 日程第 1、諸般の報告を行います。

お手元に配付しましたとおり、議案の訂正請求 1 件と議案 1 件を受理しましたので、報告をいたします。

3 月 5 日、市長から、議案第16号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての訂正が提出をされました。

また、本日、市長から、（仮称）本田コミュニティセンター建設工事請負契約の締結についてが提出をされました。

これらについては、後ほど議題にしたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

日程第 2 議案第16号について（理由説明・採決）

議長（藤橋礼治君） 日程第 2、議案第16号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての訂正の件を議題にいたします。

市長から、議案第16号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての訂正の理由の説明を求めます。

市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 議案第16号の訂正についてであります。

議案第16号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、健康保険法等の一部を改正する法律に規定する老人保健法の一部を改正する法律が平成20年 4 月から施行されることに伴いまして提案をさせていただきましたが、関連する地方税法等の一部を改正する法律が、この市議会会期中に成立することが見込めないため、当該条例の一部について施行日を規則に委任するため訂正するものでありますので、よろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

議長（藤橋礼治君） お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第16号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての訂正の件を承認することに御異議はご

ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第16号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての訂正の件を承認することに決定をしました。

日程第3 議案第3号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第3、議案第3号瑞穂市における法令遵守の推進等に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第4 議案第4号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第4、議案第4号瑞穂市後期高齢者医療に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第5 議案第5号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第5、議案第5号瑞穂市基金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第6 議案第6号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第6、議案第6号瑞穂市特別会計条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第7 議案第7号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第7、議案第7号瑞穂市手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第8 議案第8号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第8、議案第8号瑞穂市交通安全対策会議条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第9 議案第9号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第9、議案第9号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第10 議案第10号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第10、議案第10号瑞穂市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第11 議案第11号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第11、議案第11号瑞穂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第12 議案第12号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第12、議案第12号瑞穂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第13 議案第13号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第13、議案第13号瑞穂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第14 議案第14号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第14、議案第14号瑞穂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第15 議案第15号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第15、議案第15号瑞穂市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 議席番号11番 小寺でございます。

議案第15号、瑞穂市国民健康保険条例の一部改正に関する条例について質問いたします。

負担分の問題ですけれども、改正前は3歳から100分の3の負担が、改正後は6歳から100分の3の負担になるという改正案が出ております。しかし、乳幼児の場合は医療費が中学校卒業まで無料ということになっておりますので、保険組合員からの負担はないと認識しておるわけです。そういう点で、この負担割合というのは市が負担をするということで、市と国庫の負担の割合が変わったということで、住民の皆さんの負担は変わらないと理解していいのかが、その辺を確認のためにお尋ねいたします。以上です。

議長（藤橋礼治君） 市民部長 松井勝一君。

市民部長（松井勝一君） 小寺議員さんの御質問にお答えします。

前年から中学校卒業まで乳幼児の負担ということで市の方が負担するということで、ただいま条例の中に上げさせてもらっている分につきましては、あくまで国の方の制度の中での負担

割合の変更と。3歳から6歳のところにつきましては、あくまで国の方の制度上の中での変更ということでございますので、何ら従前と変更があるものではございません。以上でございます。

議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） なしと認めます。

日程第16 議案第16号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第16、議案第16号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 2番 若園五郎君。

2番（若園五郎君） 議案第16号の国民健康保険税条例の一部改正についての質疑をさせていただきます。

今回、改正案の出ています所得割の6%が4.5%、そして資産割の35%から25%ということで、一部、医療給付分の割合が変わっております。ところが、瑞穂市の産業別人口を見ますと、農業に従事している人数が789人、そして第2次産業就業人口が8,120人、あるいは第3次就業人口が1万5,667人ということで、瑞穂市の人口5万200前後の世帯の中の国保会計の中では、1万2,000人の退職者が上がっています。そうした就業人口構造から見た場合、農業以外の所得の方が多いにもかかわらず、資産割をもうちょっと減らして所得割をもうちょっと重要視して今の国保税の改正をなぜされなかったのか。今回の改正に伴う将来の所得割、資産割、あるいは4方式についての考え方、県下では大体4方式から一部2方式がございますけれども、瑞穂市の人口割合構造からいったら都市型でございますので、あるいは将来、3方式なり2方式が多いと思いますが、今回の改正に伴う将来の所得割、資産割の考え方についてお尋ねしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 市民部長 松井勝一君。

市民部長（松井勝一君） 若園議員さんの御質問でございますが、市内の産業人口の第1次が非常に少ない反面、第3次産業に従事してみえる方が多いと。それに伴って、今、市が国保税を徴収するのは4方式で行っておるわけですが、今回、改正で資産割の方が35%から25%になって10%ほど減をしたものを上程させてもらっておるわけでございますが、その辺のところについてどう思うかと。あるいは、4方式の考え方が将来においてどうなのかということでござ

いますが、厚生委員会なんかの協議会でもお示ししました資料のとおり、医療費の部分、国・県・市それぞれいろんな公の部分が出しますお金をもってしても9億2,000万ほど足らないと。その部分をいかにするかということで、今回提案させていただきましたように、我々の方もいろいろなシミュレーションをとりまして、4方式でいくしか今のところないんじゃないかと。あるいは、2方式、3方式の方法も考えたわけですが、全体の負担が逆にいえばふえてくるといような状態がございますので、あえて4方式をとらせてもらっているようなところがございます。

将来において動向ということになりますと、今、都市化が進んでおる瑞穂市内でございます。どんどん1次産業の方は少なくなってくるであろうということはわかりますが、まだ今のところ、将来の動向について3方式に行くか2方式に行くかということにつきましては、もう少し見てみないとわからないかなというふうに思っておりますので、御理解をお願いします。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

2番（若園五朗君） 今回の改正も多分いろいろと試算されたと思うんですけども、その中で所得割の課税対象額とか資産割の課税対象額というのは把握してみえますか。25%、要するに所得割の課税対象額、そして所得割の課税額のトータル的な数字は把握してみえるかどうか、お尋ねしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 市民部長 松井勝一君。

市民部長（松井勝一君） 今、私どもの方が把握しておりますのが、資産割で1億400万円ぐらいになってくるというふうに見ております。所得割の方では5億8,000万ほど見ております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

2番（若園五朗君） 最終的には、資産割とか所得割の収入の話が出たんですけども、税金と一緒に、課税標準額、あるいはそれに伴う課税になってくると思うんですが、その元のデータの中に多分いろいろと所得割のトータル的な元の数字、そして資産割のトータル的な元の数字というのはあると思うんですね。瑞穂市の平成16年度の資料を見ますと、資産割の方は6億6,000万ぐらいの課税対象、あるいは所得割の方は95億円ぐらいの課税対象額の中で算定して国保税の割合を出していると思うんですね。

今回いろいろと、元数字があると思いますが、今後また人口動態、あるいは資産割合の方もある程度、岐阜県下は確かに4方式が非常に多いんですけども、瑞穂市は急増な人口地域でございますし、全体の5万人口の中で1万2,000という国保会計の人口割合ですね。いろいろと推移している状況だと思っておりますので、今回の改正に伴いまして、今後ともいろいろと均等割

とか、あるいは3方式、2方式についても十分検討されていきますよう要望し、私の質問にかえさせていただきます。ありがとうございました。

議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（藤橋礼治君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 議案第16号の瑞穂市国民健康保険税条例の一部改正に対する質問をいたします。

今回の条例改正の中で、保険税の税率を変更するということが提案をされております。このことは、保険税の額が幾らになるかという基礎になる数字であります。12月の議会の中で国民健康保険税を値下げできないかと。財源はあるということを指摘して市長に質問いたしましたときに、市長は、可能な限り値下げという方向で検討したいという答弁をされました。そういう立場で、この内容の中身を見てみました。

所得割は、現行100分の6が改定できますと、後期高齢者分と分けてありますけれども、合算しますと100分の6.1、0.1ふえております。資産割は、先ほど若園議員が質問されましたように、100分の35から100分の25に下がっております。さらに、均等割では3万3,000円が後期高齢者分と合わせると4万1,000円に上がっております。世帯割は、3万3,000円が2万1,000円に下がっていると、こういう状況になっておるわけですが、これを試算すると、標準の収入の家庭で本当に下がるのかどうかということでもあります。詳しく試算をしておりますけれども、この数字を見ると、どうもほとんど変わらないというような状況ではないかなあと推測するわけでございます。そこら辺の試算をされて、現行より保険税が値下げになるのかどうか、お聞きしたいと思います。

さらに応益と応能と二つありましたが、大体それを5・5にするというのが基準ということでは先回も答弁されておりますので、そこら辺の資産割、所得割と均等割、世帯割の割合はどんな状況になっておるのか、お尋ねしたいと思います。以上です。

議長（藤橋礼治君） 市民部長 松井勝一君。

市民部長（松井勝一君） ただいまの小寺議員さんからの御質問は、保険税率の変更はしてきたんですが、実質その所得割の部分が、従来の100分の6が後期高齢の方を含めて100分の6.1ということで、実質0.1の増というようなことでお話ございました。

確かにそのとおりで今私ども提案させていただいておるわけですが、ただ何にしましても、後期高齢の方に関しましては、私どもの方で率をなぶることがなかなかできかねております。したがって、今の私どもの方としてできる最善のことはどこかということになりますと、国民健康保険税の率の部分をどれだけ下げられるか、あるいは先ほど若園議員さんの御質問にお答えしましたように、国民健康保険会計の中で需要額が一体全体どれだけ要るの

かと、そこら辺のところから判断させていただきますと、どうしてもこの辺のところが必要になってくると。

今、我々は、現行のままから応能・応益の2方式までのいろんなパターンをお示しさせてもらって、先ほど言いましたみたいに協議会の方なんかでもお示しさせてもらっておるわけですが、その中でいきましても、所得の低い方・所得の高い方どちらでも無理が出てくると。その無理を少しでも少なくするのはどこにあるのかということで、いろいろケースを考えました。その結果がこういう形になっておりますので、御理解を賜りたいと思います。

もし、もう1点の応能・応益の割合ということだけでいいますと、単純に私ども試算した場合で均等割が0.35ほど、平等割の方が0.145、あるいは所得割が0.5ぐらいというふうで、均等と平等で0.5、所得割の方では0.5ぐらいになると。これは3方式の形になってくるかと思いますが、そんな形でシミュレーションしております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 今の答弁では、いろいろ試算をして、後期高齢者分の負担分が決まってきた、それがあるということで、そういう中でいろいろ試算をしてこうなったというような答弁だったと思うんですが、今回の予算を見てみますと、これが提案されます補正予算の中で7,587万3,000円が基金へ繰り入れをされておりますね。現在、基金が6億6,549万1,000円ということで、基金が7億4,000万ぐらいあるわけですね。今年度の予算を見てみますと、基金への繰り入れが去年は1億9,900万円ぐらいで2億円近くあったんです。ことしは1億円に減額されておるんですね。そういう点では、私はまだ基金に余裕があると見るわけです。そういう点で、基金を活用して市長答弁のように可能な限り値下げという方向も検討して提案できたんじゃないかということを思います。そういう点で、そこら辺の基金の額を活用して値下げをするという方向に検討をされたのかどうか、その辺はどうかお尋ねしたい。

議長（藤橋礼治君） 市民部長 松井勝一君。

市民部長（松井勝一君） お答えさせていただきます。

確かに今の基金の方が、本年補正予算の方で7,100万ほど積み立ての方へ戻るというようなことで、総額でまたふえてくるというようなところがございます。何遍も過去の議会の中でもお答えがあったかと思います。医療費関係だけで1ヵ月に約2億1,000万、下限の方で1億9,000万ほど、平均で2億円ほどが毎月毎月医療費として出ていっております。その関係をまず前提に頭の中に置いておいていただきまして、私どもの方が国民健康保険で徴収しますのが7月の徴収からでございます。そうしますと、4月以降3ヵ月ほどの間というのは、ほとんど料金というのはいわゆるですね。そうすると、その間の部分をどういうふうに戻していくかというようなことになると、どうしても1ヵ月に2億ほどかかってきます。それを少しでも

助けていくのが、どこから財源を持ってくるかと見ますと、万が一のときには基金からというようにことになってきます。したがって、最大限見ますと、そこら辺までの部分は、何とか皆さんが国民健康保険税を納付していただきますので持ちこたえなければなりません。その辺のところもございまして、頭の中には取り崩しということも考えながら、ただ、今25%にしておりますので、若干これが将来的にわたって順次減っていくのではないかなあということも予測はしております。以上でございます。

議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第17 議案第17号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第17、議案第17号瑞穂市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第18 議案第18号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第18、議案第18号瑞穂市下水道条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第19 議案第19号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第19、議案第19号瑞穂市給水条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第20 議案第20号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第20、議案第20号瑞穂市防災会議条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第21 議案第21号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第21、議案第21号平成19年度瑞穂市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（藤橋礼治君） 11番 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 議案第21号平成19年度瑞穂市一般会計補正予算について質問いたします。

8ページの収入の部に消防費補助金ということで減額になっておりまして、適用でハザードマップ整備補助金、それから支出の部では24ページに防災費の中でハザードマップ作成費の委託で減額になっております。地域防災の特別委員会の中でも、ハザードマップを委託して、調査をして、大分でき上がったのが出てくると、いろいろ意見をつけながら完成をして、地震と水害のときのハザードマップを住民の皆さんに配布するというような報告を受けておるんですが、こういうような補助金がカットになったということは、それを住民に配布しないということになったのかどうか、その辺の経過をお尋ねしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 総務部長 新田年一君。

総務部長（新田年一君） 防災費のハザードマップ作成の委託料の件でございますが、作成に係る業務が現在印刷の作業だけ残っておるということで、総事業費の確定を見まして、県の方

に最終的な交付金の精算の手続をし、全体の事業費が当初の申請額よりも下がったということで、全体の事業費で105万円ほど下がっております。それに伴いまして、交付金の歳入、それに伴う歳出等もあわせて減額をさせていただいております。

なお、一般質問もいただいておりますけれど、今後のこの事業の予定としましては、今年度いっぱいハザードマップ地震編と洪水編の作成を終えまして、新年度に入りましてできるだけ早い時期に全戸に配布を予定しております。以上です。

議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第22 議案第22号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第22、議案第22号平成19年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第23 議案第23号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第23、議案第23号平成19年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第24 議案第24号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第24、議案第24号平成19年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 8番 熊谷祐子君。

8番（熊谷祐子君） 改革の議席番号8番、熊谷祐子です。

学校給食事業特別会計補正予算について質疑させていただきます。

この補正予算の明細書を見ますと、分担金及び負担金が882万9,000円の減となっております。これは収納率のマイナスであるという説明を受けておりますが、何人分、金額、そして全体のパーセンテージの三つをまずお聞きしたいと思います。

以下、自席でお願いいたします。

議長（藤橋礼治君） 教育長職務代理者 林鉄雄君。

教育長職務代理者（林 鉄雄君） ここにあります減額の882万9,000円は、すべて収納率による減額ではなく、給食実日数と人数の減ということがあります。収納率につきましては、小・中については1%、それから幼稚園については0.86%の未納ということで見込んで積算をいたしております。人数では、これは出しておりません。前の年度の率を参考にして、約1%ということで算出をいたしております。ちなみに、18年度ですと105件、17年度は79件ということでございます。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

8番（熊谷祐子君） 18年度で105件、17年度で79件ということで、つまり件数をお聞きしまして金額で1%というのが実態だそうですが、新聞報道もされましたが、瑞穂市は岐阜県下で給食費を払わないという人がワースト1のまちということが報道されました。この新聞記事が出た後、さらにふえたということも御説明いただきました。

そこでお聞きいたしますが、実際に生活が困窮で払えない人というのも、今の社会ではリストラに遭ったとか倒産したとかとあって、今までは払えたけれども払えなくなるということも実際にあると思います。しかし、この数字の増加、多さを見ますと、払えるけれども払わないという人もいるのではないかと思います。こういう実態はどのように把握しているのでしょうか、説明をお願いします。

議長（藤橋礼治君） 教育長職務代理者 林鉄雄君。

教育長職務代理者（林 鉄雄君） 払えるか払えないかという家庭的な事情については、家庭訪問して、こちらが客観的な判断をするだけであって、例えば税の資料を参考ということもできませんので、大変難しいところだと思っております。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

8番（熊谷祐子君） そうしますと、ただいまの御説明だと、実際に払えるけれども払わないという人がいるかいないかは全く把握していないということでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 教育長職務代理人 林鉄雄君。

教育長職務代理人（林 鉄雄君） 実際に払えないという人、例えば生活保護の人、それから収入が少ないといった方は準要保護ということで、教育サイドで扶助費というのをお支払いしております。この扶助費には、学用品補助とか就学補助、医療補助とかありますが、給食補助というのもあります。その給食の補助費は学校を通じて給食会計へ入ることになっておりますので、そういった所得の少ない人、補助の対象の人は逆に100%入っているということです。ですから、生活保護、扶助の対象にならない人が未納しているということは、支払う能力がある人だという判断をいたしております。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

8番（熊谷祐子君） そうしますと、突然に払えないという事態になった人以外は払える人であると、こういうふうにとらえていらっしゃるという御答弁でした。そうであるならば、払える人はやはり払うべきではないかと思うわけです。新聞報道でも、最近はそういう人がふえているという認識のもとに報道されたと思います。

そこでお尋ねいたしますが、払えるのに払わない人に対して行政としてはどのようにして払わせるか、どういう方法をとるべきか、瑞穂市の行政としてもワースト1ですから困ってみえると思うんですが、現在の方式で払ってくださいと印鑑まで押させているということですが、こういう書類を取り交わして払わなかった場合、もちろん生活保護の対象じゃない人ですが、法的措置に訴えることができる書類をとっているんでしょうか、ちょっとお尋ねいたします。

議長（藤橋礼治君） 教育長職務代理人 林鉄雄君。

教育長職務代理人（林 鉄雄君） 現在は、給食の申し込みということで保護者からの申込書をいただいております。私は給食にします、あるいはお弁当にしますという申し込みです。これにしたわけは、旧穂積町時代に、給食を食べさせてくれとおれは頼んでおらんというような保護者がいて、それからは給食の申し込みをということで、毎年、全生徒・児童等にとっております。この中に、私は給食費の滞納を3ヵ月した場合はお弁当にしますということも書いてあります。そういった申込書ももらっております。しかし、3ヵ月以上給食費を滞納しても、給食をやめてお弁当にしてくださいと給食を停止したということはありません。できないと思っております。

そういう状態で申込書をとっておりますが、どういう方法をしているかというのと、あと督促をいたしています。それから家庭訪問、学校の先生を通じて支払いのお願いをしているということで、特に今年度、滞納がふえておるということで、督促状と一緒にちょっと強目のお願い

の文書を出しました。納付のない場合は法的措置を検討させてもらいますという文書をこしは出してお願いをしたところです。

それと、来年度予算であります。督促通知の回数もふやしてもっとしっかりやるということで、この予算も含んでおります。

法的には、現在のところはいたしておりません。ただ、弁護士の先生に相談したところ、一つの方法としては内容証明で請求をします。これが一つ目の方法であると。二つ目が支払い命令。これは、裁判所へ申し立てをして支払い命令をしてもらう。そして、三つ目が訴訟です。こういった考えがあるということで、相談をいたしてあります。まだこれについては実施はいたしてはおりませんが、今後検討しなきゃいかんかと考えております。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

8番（熊谷祐子君） ありがとうございます。

実際問題として、3ヵ月払わなかったからお弁当に切りかえる人はいないということですが、それは、払えるのに払わない人が自主的にお弁当を持たせるとは思えませんし、それから子供に給食を食べさせないということも教育的な観点からはしてはいけないことであると思いますので、今最後にお答えいただきました3点、法的措置に訴える場合があると、これをきちんと保護者に説明する。そして、実際に強い措置に出ることも考えていただきたいと思います。

どうして私がこのことにこだわるか、少し理由を説明させていただきたいと思います。というのは、誤解されるといけないので。

「モラルハザード」という言葉がございます。福祉をふやすと行政に頼って自立をしなくなる。ですから、福祉は積極的にやるべきはないという「モラルハザード」という言葉がございます。私は、この観点からこの問題を取り上げているのではなくて、本当に福祉を必要とする人、つまり今障害者の自立支援法とか後期高齢者制度とか、それから雇用不安とか、非常に社会的に格差が広まっている現状で、実際に福祉を必要としている人に対して財源を確保するために、このことを申し上げたいと思います。

こういう観点で、文教の常任委員会でもこれをどうするべきか、言われているモラルハザードの観点ではございません。社会的に持てる人が持てない人に、本当に福祉をやるための財源を確保するために、どうしたらいいかということをお文教の常任委員会でも真剣に議員と行政が検討していただくようお願いしたいと思います。以上でございます。

議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第25 議案第25号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第25、議案第25号平成19年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第26 議案第26号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第26、議案第26号平成19年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第27 議案第27号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第27、議案第27号平成19年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラン）事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第28 議案第28号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第28、議案第28号平成19年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をいたします。

休憩 午前10時05分

再開 午前10時21分

議長（藤橋礼治君） ただいまの出席議員は19人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第29 議案第29号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第29、議案第29号平成20年度瑞穂市一般会計予算を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 吉村武弘君。

5番（吉村武弘君） 吉村でございます。1点だけお尋ねいたします。

市長のマニフェストということで、二重丸を打ってあります重度障害者社会参加助成費、タクシー料金の助成についてお尋ねいたします。

これは新規に出された事業でございますが、いわゆる重度障害者のどういう方を対象にされ、それからどのような方法でやられるのか、ひとつお話を聞かせていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（藤橋礼治君） 福祉部長心得 石川秀夫君。

福祉部長心得（石川秀夫君） それでは、重度障害者社会参加事業ということで、来年度20年度に新規事業として上げさせていただきました。概要としましては、重度障害者の方の行動範囲を広げ、社会参加を促進するために、タクシー料金の助成をするということでございます。助成方法につきましては、1枚540円のチケットを1人当たり年間24枚ということで助成をしていきたいということで、この助成を上げさせていただいております。対象者につきましては、身障手帳をお持ちの方、それから療育手帳、精神保健手帳をお持ちの方を対象として進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 吉村武弘君。

5番（吉村武弘君） それは1級から3級までの対象者全部というわけじゃないと思うんですが、いわゆる規定というのはどういうふうになっておるんですか。どういう方を除外するとか、

全員ということじゃないと思いますが。

議長（藤橋礼治君） 福祉部長心得 石川秀夫君。

福祉部長心得（石川秀夫君） 対象の方でございますが、身障手帳の1級から3級の方、それから療育手帳のA及びA1の方を対象とさせていただきます。

また、対象外の人につきましては、自動車税、軽自動車税の減免を受けている方と、それからまた所得制限ということで、前年度所得が一定以上の方はこの制度の対象としないということで、所得制限は重度心身障害者の医療費助成制度と同様でございますが、そこで制限がかかっている方は対象として外させていただいております。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（藤橋礼治君） 吉村武弘君。

5番（吉村武弘君） 自動車税、それから軽自動車税、それから高額所得者は対象としないということですが、自動車税については国の補助だと思いますけれども、市そのものが助成している金額じゃないと思うんです。それと、軽自動車税はたしか9,000円だったと思いますが、540円を24枚というとそちらの金額の方が高くなるんですけれども、その辺の整合性というのはどのようにとらえてみえるんでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 福祉部長 青木輝夫君。

福祉部長（青木輝夫君） 自動車税につきましては県税ということで、県税の方から徴収が来るかと思えます。市税ではないということでございますけれども、やはり公的負担といいますが、公的援助といいますが、それを受けているということに対しては、県税であれ、市税であれ、これは変わらないと思っております。それをもちまして、公平性ということから、この対象から外させていただくということでございます。

そして、高額所得者につきましては、重度心身障害者の医療と同じような形態をとって、やはり所得の多い方には出さないという方向へ持っていきたいと、かように考えておる次第でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 吉村武弘君。

5番（吉村武弘君） 公的な補助ということでだめだということなんですけれども、障害者の方にチケットをということであれば、市から負担していないものであれば、もっと対象を広げて、それこそ市で導入するタクシーチケットの補助ということであれば、そのように広げていただいた方がいいと思えますし、それから軽自動車税はたしか年間9,000円というふうに聞いておりましたけれども、その差額が幾らか出るわけなんですよね。タクシーチケットの方が多いわけなんですよ。5,000円くらい違うんですかね。その辺の整合性というのはどうなんでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 福祉部長 青木輝夫君。

福祉部長（青木輝夫君） 障害者がどちらを選択されるかということにかかってくるかと思えます。軽自動車につきましては、貨物ですと四千円何がしの税だと思えますけれども、そういう方はタクシーチケットの方が有利になるんじゃないかなあと思えます。それで、その選択は障害者の方にお任せしたいと思っております。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 吉村武弘君。

5番（吉村武弘君） それでは、施行日はいつを考えてみえるのでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 福祉部長心得 石川秀夫君。

福祉部長心得（石川秀夫君） 施行日につきましては、新年度予算を通りましたら要綱等を整備しながら、開始予定は20年10月1日を予定しているところでございます。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 吉村武弘君。

5番（吉村武弘君） ありがとうございます。これらの件につきましては、また委員会の方でやらせていただきます。

議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 2番 若園五朗君。

2番（若園五朗君） 2番 若園五朗、翔の会でございます。

一般会計予算の説明書の24ページに、総務、款、項の1の総務管理費、目の一般管理費の負担金補助及び交付金の中に、自主運行バス運行費負担金4,200万というのが計上してございます。公共交通においても、既にコミュニティバスについての効率的な運用、あるいはルート、バス停の位置というようなことでいろいろと協議してきましたが、非常に効率的な運用をされてみえると思うんですけども、それに伴いまして市長もそれなりに考えるというような答弁もございましたんですが、毎年毎年同じような4,200万、4,200万という予算の補助金を出して運用している中で、公共交通の執行部の方をお願いしたことについての今までの取り組みについて、また今後の対策についてどのように考えてみえるか、企画部長、そして市長にお尋ねしたいと思えます。

他の質問につきましては、自席の方で質問させていただきます。

議長（藤橋礼治君） 総務部長 新田年一君。

総務部長（新田年一君） 自主運行バスのコミュニティバスの予算につきましては、一般質問でちょっと御意見いただいておりますので、事業の内容につきましてはそちらの方で答弁をさせていただくということで、今年度の予算につきましては、前年度同様、自主運行バス並びに

リオワールド線等の助成事業を前年同額で計上させていただいております。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 2番 若園五朗君。

2番（若園五朗君） いつも大体同じような回答をいただけるんですけども、実際にそういうことでこれだけお金を支出するんだから、利用者の収益率も含めて行政努力しているかどうか、その手だてについてお伺いしたいと思いますが、路線、時間帯等整備しておられるとは思いますが、具体的にどうか、そこら辺の答弁をお願いします、総務部長。

議長（藤橋礼治君） 総務部長 新田年一君。

総務部長（新田年一君） コミュニティバスの利用につきましては、予算の効率化を図りながら利用者の皆さんの利便性を図り、少しでも多くの方に利用していただけるように、今後ともバス停、あるいはコース等、時間帯等も含めて御意見を伺いながら、利用率の向上に向けて検討していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

2番（若園五朗君） 市長に伺いたいんですけども、呂久の児童が今徒歩で行っているということで、一部、前に質問したときに、コミュニティバスも利用しながら乗車させたいとか、あるいは駅前に6時半に着くとか、いろいろ皆さんのアンケートとか、あるいは住民の要望が出ておると思うんですね。運輸局、あるいは岐阜バス等の詰めが大変時間がかかっているようですけれども、市長、今取り進めている思いをちょっと回答いただきたいんですが、お願いします。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 若園議員の御質問にお答えをしたいと思います。

コミュニティバスの関係におきましては、議会の方の公共交通の関係でいろいろ御提言をいただいております。そのことについて十分考えるようにという指導はいたしておりますけれども、まだそれが十分にされておられません。先ほど総務部長からお答えをさせていただきましたが、そのことをもう一度よく踏まえまして、真剣に考えて取り組んでいきたいなあと考えています。

呂久の2.5キロ以上の関係についても本当に前向きに検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げ、以上、答弁とさせていただきます。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

2番（若園五朗君） 一般会計予算の説明書の70ページに款商工費、項の1商工費、目観光費、13に委託料というのがございまして、そのところに巢南フェスタ委託料ということですが、

前年度、434万計上してございます。今回、20年度は735万ということで、一日事業をやるのに非常に多くの金を1回で使うわけでございますけれども、300万をふやした必要性なり目的、そこら辺をちょっとお伺いしたいと思います。商工会補助は年間1,280万というふうに、県の補助がいろいろ商工会の事業はありますけれども、商工会の推進の中でも一つの団体でも1,280万ということで使っているにもかかわらず、確かに巢南ふれあいフェスタというのは盛況でございますけれども、その一日で735万を何に使うのか、そこら辺をちょっとお伺いしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 都市整備部長 松尾治幸君。

都市整備部長（松尾治幸君） 若園議員さんのフェスタの委託料の増額の関係でございますが、従来、商工会の方に委託ということでフェスタをお願いしておりました。反省会等も踏まえまして、来年度につきましては瑞穂市の大イベントにしたいという意味合いを込めまして、各種団体の代表者等に集まっていただきまして実行委員会を立ち上げながら、今ですと巢南庁舎の北側の駐車場だけでやっておりますのを、巢南庁舎の南側の今グラウンドになっておりますところもイベント会場にして、素案でございますが、これから実行委員会を立ち上げながらいろんな細部については協議していくわけでございますが、現時点の事務者レベルでは、3ゾーンに分けながら瑞穂市の特産物とか青少年のキッズゾーン等を設けながら、瑞穂市市民が一日楽しく集い合えるようなイベントを考えております。

詳細につきましては、実行委員会を立ち上げ、細部については詰めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

2番（若園五朗君） 今回の自主財源の当初予算の市税を見ても2億9,000万ということで、確かにお金はそれなりに入ってくるんですけども、皆さんの大事な税金の中で一遍にどかんと花火を上げるような行政の進め方について、ちょっとどうかなあと私は思うんですけども、その中で非常に今大事なことは、いろんなことでも自主運営ですね。例えば商工会とか婦人会とか地域の方々、いろいろ相談されてもいいんですけど、テントぐらいは出して場だけは出して、最低限、原材料はそれなりに、一日に売り上げはしますんで、例えば有名歌手を呼ぶかどうかわかりませんが、だれが聞いても、こういうものについては大事にみんなで立ち上げて、みんなでお金を使うという形、質素なやり方が僕は個人的には好きなんです。非常に大きな自主財源が入ってくる中で一気に使うことについて、予算を執行する市長の考え方をちょっとお尋ねしたいんですけども、申し上げます。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 私の方からお答えをさせていただきます。

これまでに比べまして大きく予算をアップしておる、それについての御質問でございます。

御案内のように、私も昨年就任させていただきまして、よその市町のこういったイベントもあちこち参加をさせていただきました。瑞穂市と比べ物にならないような2倍、3倍の予算で一日、二日を本当に町民が触れ合って、そこでいろんな創造が出てくるといいますか、話し合いができるということで、もう話にはならんくらい、よその方はイベントでもしっかり取り組んでやっておられるわけでございます。

そんな中におきまして、ことしは少し予算を上げておりますけれども、こうしながら、さらに私は今、企業の方もいろいろ回らせていただいております、大きな企業からいろいろあるわけでありまして。できるだけ、このイベントまでには回らせていただいて、企業にもいろんな形で参加をしていただいて、本当に瑞穂市のイベントになるような、さらには朝日大学の方も大学生が2,700おります。何かできんか、そういうことも話し合ってみたいと思っておるところでございます。

これも調べていただいたらわかるわけでございますけれども、この予算は本当の話が、よその市町に比べて話にならんくらい、まだこれでも低いわけございまして、そういう中でもいろいろなところに参加をしていただいて、本当にすばらしいイベントになるように考えていきたいと思っておるところでございますので、議会の皆さんの御理解をいただきますようよろしくお願いを申し上げ、以上で答弁とさせていただきます。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 2番 若園五朗君。

2番（若園五朗君） 市長の考えもいろいろあって、各市町の流れもありますが、これは産建委員長でいろいろしゃべれないので、議場の中でしゃべらせてもらっているわけでございますけれども、予算の内容につきましてはいろいろと議論させていただきます。

次に、一般会計予算の中の68ページの款6の農林水産業費の項の農業費、そして3の農業振興費の委託料の農産物直売所実験委託料700万が組んでありますが、この場所とか、具体的にどのような形で今後取り進められていくのか、都市整備部長、よろしくお願ひします。

議長（藤橋礼治君） 都市整備部長 松尾治幸君。

都市整備部長（松尾治幸君） お尋ねの農産物直売場の件でございますが、現在予定しておりますのは、本巣郡農協の巣南支店の南側の駐車場で予定をしております。細部につきましては、瑞穂市内の各農業団体者、いわゆる園芸関係の人、果樹振興会とか、いろんな傘下の団体の方と協議会をつくりながら細部について検討していきたいと。現実的には、路上で販売されておる方々の相対取引みたいな方向で、郡農業と協力しながら実施していきたい。細部につきましては、今後検討していきたいと。今の予定では10月1日ぐらい、下半期の日曜日の午前中ぐらいを予定しながら、将来的に農産物の直売所が瑞穂市で設置できないかとか、いろんな関係の

アンケートとか、いわゆる購買者の意欲、それから直売所へ持ってこられる生産者等の意見を聞きながら実証的な実験をしたいという意味合いで計上をさせていただいておりますので、よろしくをお願いします。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

2番（若園五朗君） 農産物の直売につきましては、道の駅とかいろいろと予算化されて研究するというような経緯がございますが、いろいろと今100円で販売しているのが道路沿いがございますが、こういう時代でございますので、瑞穂市方式の農産物販売所で今後とも推進するようにお願いしたいと思います。

そして、一般会計予算の120ページの起債の残高を見ますと122億、そして前年度の残高は93億、非常に大きな事業が今度行われるということで、非常に起債残高も大きいということでございますけれども、その中で合併特例債の残高が計画ではあと23億、あるいはまちづくり交付金の事業も活用ということでいろいろあると思うんですけれども、瑞穂市中央部の合併特例債、あるいはまちづくりの事業を取り進める中で、まだ未整備地区というのが結構あると思うんですね。例えば今言っている中央以外の、穂積でいえば長良川沿いのもうちょっと南の方とか、一部こちらの巢南の方の西部・中部の辺とか中とか、農村区域のまちづくりとか、その地域を生かしたまちづくり形成、今残っておる合併に伴う運用を市長はどのように考えてみえるか、お尋ねしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） お答えをさせていただきます。

瑞穂市の合併におきまして108億の合併特例債が利用できるというところでございまして、現在85億ぐらいで、現実に使われておるのは今まで76億ぐらい、あと三十何億であると記憶しておるところでございますが、今まさに、瑞穂の中央というよりも穂積の中央地区にまちづくり交付金等でいろいろ整備もしております。もちろん、今回所信の中で申しました合併の關係の大きな課題、諸事業は、給食センターを初め消防署、さらには別府の保育所とか、大きな事業が一段落したところでございます。

そんな中で、今後、全体を考えて何を考えておるかというところでございます。それにつきまして、市内均衡した発展策がとれますように、特に道路整備なんか幹線道路網の整備の關係におきましても、今回取り上げております西部縦貫道が瑞穂市の環状道路にもなります。これはもともと旧本巢郡としても計画しておったところでございまして、旧巢南の方も計画しておりました。これを計画することによりまして、まさに瑞穂市の環状道路になるんですね。この西部縦貫道に北方多度線、プラントのところへつなげまして、さらにはこの多度線が上に上りまして、岐阜巢南大野線へつなげまして、そして曾井中島美江寺線につないでまいりますと、

まさに環状線ができます。合併特例債も有効利用しながら全体計画も、ことしは計画元年ということしております。そういう計画もしっかり立てて、何とか事業化をしてまいりたいなあと思っておるところであります。決して偏ったことは考えておりません。全般を考えまして、将来計画もしっかり残してまいりたい、このように思っておるところでございますので、よろしく願いをして答弁とさせていただきます。以上であります。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

2番（若園五朗君） これで終わりますけれども、合併特例債における事業、中央地区とか、まちづくり事業債の事業につきましては、まちづくりにつきましては平成21年、合併特例債については23年という一つの事業計画の中でいろいろと事業を展開してみえますけれども、それ以降の残っている合併特例債の30億とか、まちづくり交付金の今後の計画も早目に早目に、今するものは進める。それから、また21年以降、あるいは23年以降の事業展開も今後どんどん進めていただきますようお願いし、私の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 桜木ゆう子君。

14番（桜木ゆう子君） 桜木ゆう子でございます。1点だけお尋ねをいたします。

敬老祝い金についてでございますけれども、今まで、この祝い金の改正がされたのは3年か4年ぐらい前だったと思うんですけれども、100歳の祝い金について今まで何名お祝いを上げたのか。それから、またこの先、100歳になられる方の見込みをお尋ねしたいと思います。

あとは自席の方で質疑させていただきますので、お願いいたします。

議長（藤橋礼治君） 福祉部長 青木輝夫君。

福祉部長（青木輝夫君） 敬老祝い金でございますけれども、99歳の方に差し上げているわけでございますけれども、今までどれだけあったかということは、ちょっとこちらの方で資料を持っておりませんので、また決算等を見がてら出してみたいと思います。また、出しましたら御通知を申し上げたいと思っております。

これからということでございますけれども、一応20年度につきましては5名の方が該当するかということでございます。その次になりますと、ちょっとまたこれはわかりませんので、一応20年度で5名の方を予定しております。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 桜木ゆう子君。

14番（桜木ゆう子君） ありがとうございます。

本当に高齢者が、だんだんだんだんと医療も発達してきますし、長生きをしていただくこと

は非常に結構だと思うんですけども、元気で長生きをしていただくのはいいんですけども、寝たきりという方も見えると思うんですが、5名いらっしゃるということで、本当に大変な金額じゃないかなあと。こういうところも、現在生きていらっしゃる方に楽しんでいただくというのも大幅に削っておりますので、まことに私の独断と偏見かもしれませんが、見直しをしていってはいかがかなと思うんですけど、市長、答弁をお願いします。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 桜木議員の御質問にお答えをしてみたいと思います。

現在、岐阜県42市町村ございますが、100歳100万円をしておるところは今ではうちだけではないかなあと考えておるところでございます。先ほど福祉部長の方からお答えをさせていただきました。平成20年度、5名ほどの対象者がお見えになります。今年度は見ておりますけれども、このことにつきましては議会の皆さんとも篤と私をお話をさせていただきたいと思っております。どんどん高齢者はふえてまいります。そんなところで、やはり元気なうちという気持ちも持っております、いろいろこのことにつきましては庁舎内でも話し合っておるところでございますけれども、今後議会の皆さんとも、この1年間かけましてじっくり御相談申し上げて、この金額のこと、半額にするとかそういうあれで、ちょっと見直しをしなくてはならないなあ、そういう時期に来ておるのではないかと、そんなことも考えております。そのことだけ申し上げまして、この1年間十分協議をしてみたい、また市民の皆さんの意見も聞いてまいりたいと、このように思っておりますので、よろしく願いを申し上げまして答弁にかえさせていただきます。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 桜木ゆう子君。

14番（桜木ゆう子君） ありがとうございます。

近隣の市町の状況も踏まえながら、瑞穂市だけこうした突出をしているということは、やはりお考えいただきたい。私、今回限りで議員の方は終わりでございますけれども、残られる議員の方、ひとつこのことも踏まえて議論をしていただきたいと思っております。

以上で質問を終わります。

議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 8番 熊谷祐子君。

8番（熊谷祐子君） 議席番号8番 熊谷祐子です。

私は、2点について質疑させていただきます。一つは表彰制度、表彰の対象者についてです。2点目は各種団体への補助金についてです。

まず第1点でございますが、予算書の30ページに表彰式費として90万円が計上されておま

す。私が申し上げたいことは、この金額ではなく、表彰対象者についてであります。

過去およそ4年間、議員を務めさせていただきまして、表彰式に出席させていただきました。これは条例で表彰対象者が決まっているわけですが、現状の表彰対象者に加えて、ぜひ市民団体を、感謝状なりという形で表彰対象に加えてもいいのではないかと考えております。

例えば予算概要の方の13ページに花の里親事業というのがございますが、これは例えばでございますが、この里親の方に話を伺ったことがございますが、種まきからもう大変な手間暇をかけて、花の苗から育てているということを初めて知りました。これが年々減っているということですが、ほかにもボランティアほづみというのは社会福祉協議会の中ではたしか表彰対象になっていると思いますが、お母さんたちが手づくり品を、要らない布とかいろいろな材料を寄附してもらいながら、それは大変精密なものをつくって総合センターで販売などしておりますが、こういう地道な市民活動をしている市民団体が幾つもございます。

またほかに、例えばこれから市として育成・支援していただきたい団体としては次のようなものがございます。

現在、クラブ、サークルなどは、文化協会と体育協会にあらわれているように文化系と体育系がでございますが、これ以外に今申し上げたようなものとか、あと環境とか、ごみ、子育て、介護分野で市民団体が育ってくるのが瑞穂市は大変望まれます。3月29日には地球の環境問題の講演会があるということを広報3月号で知り、大変珍しいことだと思って問い合わせ先に電話いたしましたら、これは市外の方が会場の関係で瑞穂市で行うということでした。瑞穂市にはそのような団体がないので、これは県レベルで実行委員会をつくったそうです。

そういうようなことですので、これは社会教育の観点からも、単なる文化協会、体育協会系ではなく、社会的な問題を学び解決する市民活動団体と一口で申し上げますが、こういうものが育ってくる。現在も、花の里親制度とかボランティアほづみのようなものですね。こういうようなものを活発にしていくことが、市長のマニフェストにある市民協働のまちづくりには不可欠だと思います。単に審議会の委員として公に募集することだけではございません。このような団体の育成・支援が不可欠だと思います。そういう観点で、表彰制度を現状の条例で可能だと思いますので、ぜひ市民団体も対象に含める方向で検討していただきたいというのがまず1点でございます。

以下、自席で質疑させていただきます。

議長（藤橋礼治君） 企画部長 奥田尚道君。

企画部長（奥田尚道君） 御質問の件でございますが、予算的なことでないということでございますので、私の記憶の範囲でちょっとお答えをさせていただきますが、表彰の基準といたしますか、そこら辺のことについては合併協議会で御協議をされまして条例化されていると伺っております。そこには当然、団体等も排除すべきものではございませんので、団体も対象にして

ございます。

それで、花の里親制度の団体でございますが、私の記憶のあるところでは、これは既に表彰がされておると思うんですね、旧町で。これはちょっと手前みそになりますが、花の里親制度は私が企画におった当時つくらせていただいた制度でございます、このネーミングも私がさせていただきました。ですからよく知っておりますが、平成4年に立ち上げておりますので、その途中で既に表彰はされておると。だから、新市になっての表彰制度の中では、既に表彰を受けておるものについては対象としていないというような面もございますので、新たにということは、さらに活動された段階でということを考えております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 8番 熊谷祐子君。

8番（熊谷祐子君） 不明な点は失礼いたしました。

私の発言の趣旨は、それは例えに出したにすぎません。ほかにも市民団体があると思います。趣旨は、文化系・体育系に限らない社会的な活動団体が珍しいほど少ないまちですので、これの育成支援のために、現在あるそのような団体も表彰対象に検討していただきたい、取り上げていただきたいという趣旨でございます。よろしく申し上げます。

2点目、各種団体への補助金について質疑させていただきます。

議員になりまして、それまでは御縁がなかったような団体の役員会のようなものにも出席するようになりました。かねてより補助金について疑問を持っておりましたので、ある団体で、この団体には補助金が年間幾ら来ているはずなので、これがどのような形で使われているのかと、会計報告を見ながら、よくわからなかったものですから質問させていただきました。そうすると、込みで使っているので説明はできないと、その団体の御説明でした。これがまず問題だということと、もう一つは、その団体の構成員には全員会計報告を、総会とかで会計報告があるわけですから、全部配付するべきではないかということをお願いしたら、改めて役員会で、役員会というのは私も入っているはずなんですが、検討したいと。その後、返事がございませんが、現在、補助金というのは団体対象から事業対象、ある事業を特定して補助金を出すというふうに変更されつつあると聞いております。このまちが、じゃないです。全体として。つまり、現在瑞穂市では各種団体へ補助金が交付されているのが多く、しかもこの補助金の会計報告が市に対してどのような形でなされているかといいますと、補助金事業の事業報告書というのが一括して、内容がなしで、補助金が幾らで幾ら使いましたと、この紙一枚だと思います。これを私は何種類か情報公開請求いたしました。いずれもそうでした。これよりも細かいことを知りたいというふうに総務課の情報公開担当課に申し上げますと、それは対象に入っていないので、これが限度ですということでした。

それで、現在どこも、補助金とは団体対象ではなく、ある特定の事業対象に移行しつつある

というのも聞きますので、ここで検討していただきたいことを申し上げますが、まず補助金を受け取っている団体は、先ほどの例のように、ある事業だけではなくて、込みで使っているということもあり得るわけですから、そうすると、その補助金が実際何に使われているのかが不明な場合もあるわけです。したがって、まず会計を明朗にするべく、その団体に所属する対象の人には全部会計報告を配付するように指導していただきたい、役員会だけじゃなく。

もう一つは、その団体の会計の明細も市にきちんと出すように御指導をいただきたい。つまり、他の市町は現在補助金を大幅に見直しつつあります。この市でも行財政改革の特別検討委員会に私は所属しておりますが、ここでも、どの団体に幾ら補助金を出しているという一覧表が示されましたが、まだ検討の段階には至っていませんが、より有効な市民の税金の使い方を図るために、補助金は実際、他の市町のように見直していくべく、まず補助金の使い方を、会計を透明なものにするべく、団体全員に会計報告を配ること、それから情報公開制度の対象にすること、この2点を求めたいと思います。

また、最初に申し上げましたが、補助金の内容を団体全体にするのではなく、現在よその市町もその方向に行っていますように、事業対象にしていくべきではないかと。つまり具体的には、雨天の場合にある事業がなくなる場合があるわけですね。しかし、現在の補助金の出し方だと、ことし雨天でそれが実施されなかったから来年度それが減るかということ、そのようなことはない伺っております。このようなこともございますので、以上、補助金に関してもっと透明な運営をしていくということを検討課題としていただきたいと思いますということでございますが、御答弁をお願いいたします。

議長（藤橋礼治君） 企画部長 奥田尚道君。

企画部長（奥田尚道君） それでは、補助金はいろいろございますが、財政を扱っている私の方からお答えをさせていただきます。

基本的には、補助金は補助金交付規則というのがございまして、それが様式等を定めてございます。個々の補助金については要綱を策定しております。ずっと以前は、要綱もなく補助金が出されていた面があったんですが、監査委員さんからの御指摘等を受けまして要綱整理がなされてきております。その中で金額とか交付の仕方についてを定めておりまして、ただ、今おっしゃられましたように、団体で交付されているものもあれば、事業で交付されているものもございます。それで、団体に交付されている場合であっても、本来何々の事業をやる団体、例えば女性防火クラブとか交通安全協会というのは事業の趣旨が決まっておるわけですね。結果的に、その事業に対して行う団体に補助をするということは、ひいては交通安全協会であれば交通安全の啓蒙・啓発をやっていただくということで補助をしておるわけでございまして、その使い道については団体様の自由の裁量でゆだねておるわけですね。その結果については、団体ごとで監査が行われていますので、その監査でもって報告がされてきますから、逐一、伝

票等を詳細に事務局側が確認をしなくてもよいという判断をした場合は、冊子一つでもって確認をしている場合もございますし、事務局が役所側にある場合は細かな伝票等も確認をして作成をしている場合もございます。ですから、団体、あるいはその補助の内容によってさまざまでございますので、十把一からげの考え方はできないと思いますが、先ほどのお話にもございましたように、行財政特別委員会でもこのことが議論をされました結果を受けまして、部長会議の場におきまして、補助金については適正に執行されるかどうかの確認を行うよう指示をしております。

また、補助金の制度そのものは、既に行革審の方で圧縮傾向にするようにというのは国を通じて来ておりますので、瑞穂市になってからも相当削らせていただいております背景がございまして、なるべくなら圧縮をしていきたいと。ただし、先ほどもおっしゃられましたように、前向きな事業を行おうとする団体や、その事業に対しては、やはりそれを行政支援するということは、先ほどもお話ししましたように、協働のまちづくりの原点にもなろうかと思っておりますので、今後とも補助金のあり方については検討しながら、必要なものについては補助をしていきたいというふうに考えております。

議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第30 議案第30号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第30、議案第30号平成20年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

日程第31 議案第31号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第31、議案第31号平成20年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計予算を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第32 議案第32号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第32、議案第32号平成20年度瑞穂市老人保健事業特別会計予算を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第33 議案第33号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第33、議案第33号平成20年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第34 議案第34号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第34、議案第34号平成20年度瑞穂市下水道事業特別会計予算を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 2番 若園五郎君。

2番（若園五郎君） 2番 若園五郎、翔の会。

今回、下水道事業の一部改正を含めて、下水道の特別会計についてお尋ねしたいと思います。

今回、下水道料金の引き下げということで、前年度対比をしてみますと、平成19年度は4,400万で平成20年度は4,360万ということで、使用料及び手数料が40万減になっております。

そういう中で、接続率58.7%の中で一般財源から繰り入れている対比を年度別に見てみますと、

平成19年度は1億3,300万、今回の平成20年度の当初予算は1億2,750万、その差額は550万。基金の通帳でございますが、平成19年度の基金からの繰り入れが1,150万、平成20年度の基金から繰り入れている予算は1,460万。ところが、19年度のここへ入れておる金は1億8,850万で、20年度は1億8,570万ということで、予算上は一般会計から550万円少なく、使用料も前年度対比40万円少ない。ところが、基金からは310万円ふえています。トータル的に前年度対比は確かに280万減っていますが、使用料を値下げすることについて、瑞穂市の世帯は1万7,000、ここの区域に該当する方は非常に少ない。特環とか呂久とかいろいろありますが、この対象になる人口は5,049人ぐらいということで、今、非常に議論されている中でも、合併浄化槽につきましては1年間に1億2,000万入れているということで、今回のこういう下水道値下げについての行政の努力が、ただ答申で議論はしておるけれども、具体的に当初予算に接続率、あるいは今言っている問題点についての調査とか、そこら辺を含めて、水道部長、事業の展開の中で当初予算にきちっと予算計上されているのか確認したいと思います。

あとは自席の方で質問させていただきます。以上。

議長（藤橋礼治君） 環境水道部長 河合信君。

環境水道部長（河合 信君） 下水道使用料につきましては、条例の方で上程させていただいております。そこで、議員御指摘の、説明書でいきますと161ページ、基金の繰り入れであります。これは起債元金償還の2割ということで、昨年よりふえているということとは起債元金がふえたというようなことで御理解願いたいと思います。

それから、一般会計からの繰り入れというのは、歳出に対して足りない分を繰り入れると。そこで問題になってきますのが、これは下水道事業でございますので、平成19年度、それから20年度の当初予算だけで比較をいたしますと、歳入の160ページの下水道使用料、19年度が4,401万8,000円、それから本年度は4,362万6,000円、比較は39万2,000円の減。

それから、その右の方へ行きまして現年度収入、ここで昨年は4,401万7,000円、それから今年度は4,362万5,000円、39万2,000円減ということでございます。これは使用料だけということでございますが、これは、中に10立米を越す分について180円から150円にした場合、トータルで653万1,000円ぐらいの減になります。

それから、累進制を入れたこと、そして伸び率、要は加入率を見込みでは50件ほど見ております。そういうことをトータルした上で39万2,000円の減と、予算上はそういうふうな数字になります。

それと、これは数字だけありますけれども、下水道使用料の改定に当たってこれからやっていかなければいけないことは、いかに営業努力をして、今の下水、西の特環のみならず、コミ・プラに関しても経営状況をどういうふうに上げていくかというふうなことがこれからは問われてくるということで、20年度当初予算は、使用料及び手数料に関しましては、そういうふ

うなことを期待しての数字でございます。

また、具体的施策につきましては、議会の皆さんとこういうふうにした方がいい、こういうふうな手もあるというようなところ辺は十分詰めて新年度を迎え、これから営業努力しやすいような体制づくりをとっていきたい、かように思っております。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 2番 若園五朗君。

2番（若園五朗君） 下水道事業でございますので、西地区の特環でございますけれども、あそこの区域に住んでみえる方は5,800人ぐらいで、現在そこの接続人口は2,492人ということで、全体的な接続率、あるいは稼働率は非常に悪くて22.4%、例えば100馬力のエンジンが22馬力の能力しか出してないという状況でございます。

そうした中で、下水道部長が言われたように、予算は予算、いろいろとございますが、要するに経営努力、ただ値下げだけを市民にアピールするんじゃなくて、具体的に5万200人の人口の中で、この区域の対象者は5,800人、その中で稼働しておるのは2,492の方が利用しているという状況の中で、今回の一般会計から入れる平成20年度の繰入金はトータル1億8,570万ということで、もちろん全体の下水道計画も含めて今後ともしっかり議論しながら、執行部の内容を含めまして今後前向きな取り組みをしていきたいと思っておりますので、水道部長もよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

#### 日程第35 議案第35号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第35、議案第35号平成20年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

#### 日程第36 議案第36号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第36、議案第36号平成20年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラン

ト) 事業特別会計予算を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 2番 若園五郎君。

2番（若園五郎君） 2番 若園五郎、翔の会ですが、産建の委員長でございますので、私はその委員会を という意味で、あくまでも全体的に話せないことをここで御質問させていただいています。

今回のコミ・プラの件でございますが、平成18年度の使用料及び手数料につきましては3,170万、そして一般会計の繰り入れにつきましては1億8,000万円。ところが、平成20年度の当初予算につきましては、使用料及び手数料は3,190万、平成19年度の使用料との増は50万円。平成19年度と20年度、前年対比の一般会計の繰り入れにつきましては、19年度におきましては2億700万、平成20年度においては2億1,000万ということで前年度対比300万。こういう中で、特別会計でございますので基金はございませんが、下水道事業会計と同じく接続率は29.4%と非常に低い中で、毎年毎年1,000万、2,000万ということで一般会計から繰り入れているのが現状でございます。そういう意味を含めまして、環境水道部長、先ほどの水道事業の取り進めについて、コミュニティ・プラントについての今後の方針と当初予算を組まれた考え方等を含めまして御答弁をお願いしたいと思います。

関連につきましては自席でやらせてもらいます。

議長（藤橋礼治君） 環境水道部長 河合信君。

環境水道部長（河合 信君） 繰入金とか使用料につきましては、先ほど下水の会計で述べたとおりでございます。要は、20年度で加入見込みというものも入れての数字であります。加入率が昨年は29.4でありましたが、この2月の末で31.2と順調に伸びてきております。この伸びをいかに上げていくか、それを私ども執行部、それから議員の先生方でどういうふうに取り組んでいったらいいかというようなところ辺は、ともに考えていかなければいけない。先ほども申し上げましたが、とにかく今の3処理区の経営状況を上げることが私は大前提であるというふうに思っております。そのための具体的施策は、内々には持っておりますけれども、まずは現状を眺め、それから実態をきちんと把握して、どういうふうにしたら加入率が上がっていくかというようなところ辺の具体策を一緒に考えようではございませんか。要は、私どもは数字が悪い悪いというふうなことだけではなくて、どうしたらいいかというようなところ辺の御提言も私はいただきたいと思っております。生意気なことを申しますけれども、これが現状ですので、私どもも具体策というものは十分検討いたしますが、私は産業建設委員会の中でそういうふうな御意見も聞かせてくだされば幸せだなあと思っています。

後刻取り消し発言あり

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 2番 若園五朗君。

2番（若園五朗君） 環境水道部長、大変ありがとうございました。

私も産建の方で十分御議論させていただきますので、私個人的な方針としては、あくまでも実際に動く。要するに、ただ金がないと支援の増の接続率のパーセントじゃなくて、実際に推進する。お金が入って金を使うのは僕の個人的な持論でございます、私はお金を契約する方でございます。それも含めて、部長の考え方の中で知恵袋、行政の知恵袋、議会の知恵袋、そして市民の知恵袋をみんな出し合って、今回の答申の中で財政状況をオープンにする。もっとわかりやすい、パフォーマンスじゃなくて、実際にこういう問題点があって、こう議会で予算をつけておる。ところが、努力してもだめだから、やむを得んだろうということで、瑞穂市全体の1万7,000世帯、5万有余の人口の中のこの対象人口に対しての一般財源の繰り入れについて、市民、そしてみんなが知って、十分その議論をしていくことが大切かと私は思いますので、十分、産業建設委員会で議論させていただきまして、またいろいろと市長の御指導もいただきまして、今後ともよろしく願います。ありがとうございました。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（藤橋礼治君） 小川勝範君。

6番（小川勝範君） 議席番号6番ですが、先ほど若園委員長が「産業建設委員会を」という発言がございましたが、ちょっと議長さんをお願いしたいんですが、これはどういう意味かというものを五朗君に発言を求めます。

議長（藤橋礼治君） 議事の都合によりまして休憩をとります。

休憩 午前11時37分

再開 午後0時03分

議長（藤橋礼治君） ただいまの出席議員は19人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（藤橋礼治君） 2番 若園五朗君。

2番（若園五朗君） 2番、翔の会、若園五朗ですけど、先ほど発言させていただきましたという言葉でございますけれども、取り消させていただきます、私の思いは、今、産建委員長という位置づけの中で、いろいろと会議の皆さんの御意見を取りまとめるという意味で、私はそんなに権限を持っていないし、委員の方々、あるいは議員の皆さん方の意見を聞いて取りまとめていくのが私の仕事でございますので、今言ったように権限を使ってまとめていくということは絶対私はしませんので、先ほどの という言葉は大変失礼しました。誤解を与えまして申しわけございません。失礼します。

議長（藤橋礼治君） ただいま若園五朗君から、本日の会議における発言について、会議規則

後刻取り消し発言あり

第65条の規定によりまして発言を取り消したいとの申し出がございましたので、これを許可することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。

それでは、議案の36号につきまして、ほかに質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第37 議案第37号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第37、議案第37号平成20年度瑞穂市水道事業会計予算を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第38 議案第38号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第38、議案第38号市道路線の認定及び廃止についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第3号から議案第38号までは、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

日程第39 議案第39号について（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（藤橋礼治君） 日程第39、議案第39号（仮称）本田コミュニティセンター建設工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本案につきまして、提案理由の説明を求めます。

市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 提案のありました議案第39号でございます。本定例会に本日追加議案として御審議をお願い申し上げます議案第39号（仮称）本田コミュニティセンター建設工事請負契約の締結についての議案1件について、その概要を説明申し上げます。

（仮称）本田コミュニティセンター建設工事請負契約の締結につきましては、本田地内に地域コミュニティ活動の拠点施設などとして、新たに（仮称）本田コミュニティセンターを建築する工事を、2月22日に電子入札システムによる事後審査型制限つき一般競争入札により実施をいたしました。その結果、10社からの応札がございまして、西濃建設株式会社がもっとも安価な価格で落札しましたので、同社と3億5,910万円にて工事請負契約を提携いたしたく、議会の議決をお願いするものでございますので、よろしくお願いを申し上げますと提案とさせていただきます。

議長（藤橋礼治君） これで提案理由の説明は終わります。

執行部の方から説明を行いますので、ここでしばらく休憩をとりますので、全員協議会の方へお入りください。

休憩 午後0時09分

再開 午後1時48分

議長（藤橋礼治君） ただいまの出席議員は19人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りをします。ただいま議題となっております議案第39号は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま議題となっております議案第39号は、委員会付託を省略することに決定をしました。

これより、議案第39号（仮称）本田コミュニティセンター建設工事請負契約の締結についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

12番（松野藤四郎君） 12番 松野藤四郎でございます。

1点ちょっとお聞きしたいんですが、電子入札ということで昨年の6月に多分僕が質問したと思っております、取り入れていただいたということでございますが、この入札のシステムは多分県のシステムを使ってやるというふうに感じておるわけですが、このシステムは県外で制限されているのか、全国へばっと全部広がってしまうのか、そこら辺の話ですね。五つの条件ということで何か説明がありました、この対象業者はなぜ県内に指定をしているかというこ

とと、入札の期間、先ほど2月22日に何とかという話ですが、このシステムの中へ入札の係を入れたときに何日間で公表されてきたのか。1日じゃなくて、多分1週間ぐらいやってきたのか、そこら辺をお聞きしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 総務部長 新田年一君。

総務部長（新田年一君） まず第1点のお尋ねですが、電子入札システムの範囲ですが、これは県と市町村の電子入札システムということで、共同開発といいますか、共同発注をしているもので、県と県下の市町村で使用しております。全国とはネットを組んでおりません。それから、広い範囲での一般公開をする場合は、県の方からまた全国版の電子入札システムの方に掲載をするということになると思います。

対象につきましては、個別に各事業所がカード発行を受けまして、このカードを入れて初めてそのシステムが稼働するという形になっております。

あと、3点目の今回の電子入札での積算期間につきましては、これも規則に定まっておりますので、15日間をとっております。22日まで15日間をとって公表をしております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

12番（松野藤四郎君） 県のシステム、あるいは市町村で開発したものということですけど、要は他県の人のはのぞけないということで解釈したらいいですか。要は、その入札システムに入っていけないと。そこら辺をお願いします。

議長（藤橋礼治君） 総務部長 新田年一君。

総務部長（新田年一君） 費用負担をしたのが岐阜県と市町村ということですが、のぞけるのは、すべて全国版でのぞけます。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） それでは、2番の若園五郎君。

2番（若園五郎君） 2番 若園五郎、翔の会ですが、今回900点満点を各事業者が持っているという査定ですけども、例えば県の建設の一覧表の中でAランクとかBランクとかCランクというのは、今回のこの持ち点だけで関係ないのか、その辺をちょっと確認したいと思います。以上です。

議長（藤橋礼治君） 総務部長 新田年一君。

総務部長（新田年一君） 指名の各登録業者の審査の点数につきましては、今のお話のAランク、Bランクというのは、ちょっと今、具体的な数字が頭に入っておりませんが、何点から何点はAランクというふうな大きなブロックで表現をしているだけのことで、今回900点以上という企業につきましては、県内ではAランクに入る建築会社というふうに思っております。

す。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 2番 若園五朗君。

2番（若園五朗君） 市長にお伺いしたいんですけども、今回の設計金額は4億7,800ということですが、実際に落札したのは3億4,200万ということで、落札率は71%ということなんですけど、先ほどちょっと説明あったんですけど、大事な設計ということなんですけども、設計に対しての落札率、そして予定価格が大分開きがあったんですけど、その考え方、要するに、これだけで設計したんだけど実際には3億4,000万でとったと。もし設計する場合、あくまでも個々に見積もりをとってやると思うんですけど、その設計業者の見積もりの甘さは感じませんか。そこら辺はどう考えてみえますか、お願いしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） お答えをさせていただきます。

実は設計事務所も、私が就任させていただく前から決まっております。設計もそれなりにシビアに、その設計事務所としたと思います。予定価格をどのようにして入れたかということでございますが、大体世間の建物の平米単価というものもしまして、これならいけるだろうということで予定価格を入れ、そんな中におきまして一般競争入札でございました。業者としましては精いっぱい努力をしたと私は評価をしております、はっきり申し上げて。あくまでも設計によって仕事をしてくれるわけですから、市としましては非常にありがたいなと。今の時代でございますので、手抜きとかそんなことをできるような時代ではございません。本当によく頑張ってもらったなあと、私としては感謝をいたしておるところでございます。そんなような状況で、私は予定価格がこのくらいならというところで決めさせていただいたということでございますが、さらに、今こういった仕事が少ないのかわかりませんが、本当にしっかり頑張って入札に応札をしてくれたのではないかと、そのように受けとめております。

以上で答弁とさせていただきます。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 2番 若園五朗君。

2番（若園五朗君） いろいろと設計金額、予定価格、落札率とあるんですけど、設計業者と本当に適格な設計金額で設定してもらって予定価格とか落札率が決まるとしますので、今後、設計業者についてはそれなりの対応を私はお願いしたいと思います。以上でございます。

議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第39号（仮称）本田コミュニティセンター建設工事請負契約の締結についてを採決いたします。

議案第39号を可決することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議案第39号（仮称）本田コミュニティセンター建設工事請負契約の締結については可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

#### 散会の宣告

議長（藤橋礼治君） 本日はこれで散会します。御苦労さまでございました。

散会 午後2時01分